

令和4年度

外務省 省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

外務省 省庁別財務書類（一般会計）

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	1 1
参考情報	
1 外務省の所掌する業務の概要	1 9
2 外務省の組織及び定員	1 9
3 外務省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ	2 0
4 令和4年度歳入歳出決算の概要	2 1
5 公債関連情報	2 1

外務省 省庁別連結財務書類

連結貸借対照表	2 3
連結業務費用計算書	2 4
連結資産・負債差額増減計算書	2 5
連結区分別収支計算書	2 6
注記	2 8
附属明細書	3 4

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和 4年 3月31日)	本会計年度 (令和 5年 3月31日)		前会計年度 (令和 4年 3月31日)	本会計年度 (令和 5年 3月31日)
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
未収金	1,809	1,809	未払金	333	233
前払費用	22	25	賞与引当金	3,989	4,283
貸付金	10	10	退職給付引当金	57,124	56,542
貸倒引当金	△ 1,707	△ 1,708	その他の債務等	7,145	10,989
有形固定資産	477,890	482,036			
国有財産（公共用 財産を除く）	463,480	464,069			
土地	280,436	280,490			
立木竹	706	711			
建物	104,358	105,395			
工作物	75,407	76,322			
建設仮勘定	2,571	1,150			
物品	14,409	17,966	負 債 合 計	68,593	72,048
無形固定資産	13,754	14,242	< 資産・負債差額の部 >		
出資金	10,307,733	10,345,403	資産・負債差額	10,730,920	10,769,770
資 産 合 計	10,799,514	10,841,819	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	10,799,514	10,841,819

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 令和 3年 4月 1日) (至 令和 4年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 4年 4月 1日) (至 令和 5年 3月31日)
人件費	82,788	86,353
賞与引当金繰入額	3,989	4,283
退職給付引当金繰入額	4,136	3,814
補助金等	3,578	4,080
委託費等	495,557	640,776
独立行政法人運営費交付金	163,292	187,163
庁費等	86,491	95,736
その他の経費	29,197	32,183
減価償却費	7,457	9,417
貸倒引当金繰入額	△ 4	1
支払利息	768	1,064
資産処分損益	2,240	1,807
本年度業務費用合計	879,493	1,066,681

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 令和 3年 4月 1日) (至 令和 4年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 4年 4月 1日) (至 令和 5年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	10,578,016	10,730,920
II 本年度業務費用合計	△ 879,493	△ 1,066,681
III 財源	839,540	1,023,628
主管の財源	27,024	44,668
配賦財源	812,516	978,959
IV 無償所管換等	90,925	90,998
V 資産評価差額	101,931	△ 9,095
VI 本年度末資産・負債差額	10,730,920	10,769,770

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 令和 3年 4月 1日) (至 令和 4年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 4年 4月 1日) (至 令和 5年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	27,068	44,747
配賦財源	812,516	978,959
財源合計	839,584	1,023,707
2 業務支出		
(1)業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 90,877	△ 94,812
補助金等	△ 3,578	△ 4,080
委託費等	△ 451,297	△ 596,516
独立行政法人運営費交付金	△ 163,292	△ 187,163
貸付けによる支出	△ 18	△ 18
庁費等の支出	△ 90,035	△ 98,934
その他の支出	△ 29,180	△ 32,166
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 828,279	△ 1,013,692
(2)施設整備支出		
立木竹に係る支出	△ 0	△ 1
建物に係る支出	△ 1,184	△ 766
工作物に係る支出	△ 1,996	△ 1,088
建設仮勘定に係る支出	△ 3,606	△ 2,015
施設整備支出合計	△ 6,788	△ 3,871
業務支出合計	△ 835,068	△ 1,017,563
業務収支	4,516	6,144
II 財務収支		
リース債務の返済による支出	△ 3,649	△ 4,982
P F I 債務の返済による支出	△ 97	△ 97
利息の支払額	△ 768	△ 1,064
財務収支	△ 4,516	△ 6,144
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
本年度末現金・預金残高	-	-

注 記

1 重要な会計方針

(1) 外貨建金銭債権債務等の換算方法

出納官吏事務規程に基づく為替レートにより換算し、1 円未満の端数が生じる場合には切り捨てている。

(参 考) 主要な出納官吏事務規程第 14 条及び第 16 条に基づくレート

主な国名	通貨名	令和3年度	令和4年度
アメリカ合衆国	アメリカドル	108	108
英国	スターリングポンド	137	147
欧州経済通貨統合参加国	ユーロ	121	128
オーストラリア	オーストラリアドル	73	81
カナダ	カナダドル	80	85
シンガポール	シンガポールドル	78	80
スイス	スイスフラン	113	118
スウェーデン	スウェーデンクローネ	11	13
タイ	バーツ	3.44	3.44
大韓民国	ウォン	0.091	0.096
中華人民共和国(香港特別行政区)	香港・ドル	14	14
デンマーク	デンマーククローネ	16	17
ノルウェー	ノルウェークローネ	11	12
ロシア	ルーブル	1.54	1.44
アラブ首長国連邦	ディルハム	29	29
チェコ	コルナ	4.61	4.95
ニュージーランド	ニュージーランドドル	69	76
インド	インドルピー	1.46	1.46
サウジアラビア	リヤール	29	29

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

外務本省分の国有財産(公共用財産を除く)については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法(平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法)によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産(公共用財産を除く)については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

在外公館分の国有財産については、価格改定が行われていないため、国有財産台帳に記載されている取得価額をもって計上しており、減価償却は行っていない。

物品(美術品を除く)については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

ファイナンス・リース取引に伴うリース物件については、取得価額相当額を計上し、リース期間終了後の残存価額をゼロとした定額法により減価償却を行っている。

② 無形固定資産

ア 在外公館定期不動産貸借権

期間が無期限のものについては取得価額で計上し、期間が有限のものについては契約期間に基づく定額法により減価償却を行っている。

在外公館定期不動産貸借権については、社会主義国及び旧英国連邦諸国にみられるような、社会体制の制約から所有権の取得が認められない国にある長期の期限付不動産権であり、具体的には英

米法の「定期不動産権：Leasehold」等に該当する権利である。我が国国有財産法上定められている無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権）とは、自ずから性質を異にしており、また、用益物件（地上権、鉱業権等）でもない。

なお、貸借権については、国有財産として登録していない。

イ ソフトウェア

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

(3) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

未収金、貸付金のうち、履行期限到来等債権については、債権の半額を回収不能見込額として計上している。ただし、損害賠償金債権のうち、平成 20 年度から引当を行っている一債権については、全額を回収不能見込額として計上している。

② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6）を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数階層別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与（平均給与上昇率を考慮）×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.3%
(令和元年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)
- ・割引率 : 3.9%
(令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
不動産関係訴訟（在外公館賃貸借契約案件 2 件）	1,092	-	在外公館施設の賃貸借契約において、借料の支払いが未払いである等として在外公館に対し借料等の支払いを求めて提訴したもの。
労働訴訟（在外公館現地職員案件 14 件）	111	-	在外公館の現地職員（元職員）が、勤務していた在外公館に対し、未払い手当請求及び解雇（退職）等を不服として提訴したもの。
他 12 件	48		

(注 1) 現在係争中であって、国または国の機関を被告とした訴訟で、且つ、敗訴した場合に外務省所管一般会計歳出予算で負担することになる事件について記載している。(令和 5 年 3 月末現在)

(注 2) 訴訟の略称欄は、事件の通称名を記載している。

(注 3) 金額欄は、国側が敗訴した場合に、国が支払うこととなる見込み額とし、1 億円を超える件及び関連する件については個別の件名ごとに記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 64,711 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 196,692 百万円

4 追加情報

(1) 合算する特別会計

合算すべき特別会計がないため、一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となっている。

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収可能性に重大な懸念が生じているもの

債権の種類：(貸付金) 帰国費貸付金債権、海外滞在費貸出金債権

(未収金) 返納金債権、損害賠償金債権、立替金返還金債権、延滞金債権、金銭引渡請求権債権

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金 額：(貸付金) 9 百万円、(未収金) 1,809 百万円

(4) 業務費用計算書における収益の計上

- ・「資産処分損益」において、有形固定資産の売却等に伴い生じた処分益 13 百万円が計上されている。
- ・「貸倒引当金繰入額」において、貸倒引当金の戻入額 1 百万円が計上されている。

(5) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

・「未収金」には、損害賠償金債権等の未収分を計上している。

・「前払費用」には、車両自賠責保険料の未経過分を計上している。

なお、在外公館の所有車両については、外国の特殊事情から車両ごとの保険料を計上することは困難なため、既支払額の 1/2 を計上している。

・「貸付金」には、個人に対する貸付金を計上している。

・「貸倒引当金」には、未収金及び貸付金に対する貸倒見積額を計上している。

- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、建設仮勘定を除き、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に外務省庁舎等の敷地に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に外務省庁舎等の敷地上の樹木等を計上している。
- ・「建物」には、主に外務省庁舎等を計上している。
- ・「工作物」には、主に建物に対する構築物等を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、建設中の固定資産に係る支出済額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が 50 万円以上の機械・器具及びファイナンス・リース取引に伴うリース物件について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上しているほか、評価額が 300 万円以上の美術品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、在外公館定期不動産貸借権のほか、電話加入権については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用の 5 カ年分合計から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、遺族補償年金等の公務災害補償費及び P F I 事業に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6 月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、リース物件に係る契約済額及び復興庁への退職給付引当金の所管換分を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6 月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち本年度に帰属するものを計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付支給時に引当金の取り崩しを行い、当年度末残高との差額の繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費等」には、上記「補助金等」に該当しない委託費のほか、援助費、分担金及び拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国際協力機構及び国際交流基金に対する独立行政法人運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、資産計上されるもの及びリース債務、P F I 債務の返済分並びに支払利息を控除したものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。

- ・「支払利息」には、リース債務及びPFI債務の支払利息を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産の売却等に伴い生じた損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、(款)諸収入等を計上している。
- ・「配賦財源」には、支出済歳出額から収納済歳入額を差し引いた金額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、他省庁より当省所管の独立行政法人への出資金、有形固定資産の誤謬訂正による差額等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、出資金、土地、立木竹の評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、支出済歳出額から収納済歳入額を差し引いた金額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち、職員に係るもの(職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、上記「補助金等」に該当しない委託費の他、援助費、分担金、拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国際協力機構及び国際交流基金に対する独立行政法人運営費交付金を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、帰国費貸付金及び海外邦人滞在費短期貸出金の支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、貸付けによる支出、施設整備支出及び財務収支に計上されないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出等を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹の資産計上に繋がる支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、建物の資産計上に繋がる支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物の資産計上に繋がる支出を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、リース物件に係る支払額を計上している。
- ・「PFI債務の返済による支出」には、PFIに係る支払額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、リース債務及びPFI債務に係る利息の支払額を計上している。
- ・「財務収支」には、「リース債務の返済による支出」及び「PFI債務の返済による支出」、「利息の支払額」の合計額を計上している。

(6) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

③ 重要な会計処理の誤謬の修正

ア 国有財産台帳の誤謬訂正等により本年度の貸借対照表において、「建物」が1百万円増加し、「立木竹」が0百万円、「工作物」が1百万円それぞれ減少し、「資産・負債差額」が0百万円増加している。

イ 「物品」の誤謬訂正により本年度の貸借対照表において、「物品」が9百万円増加し、「資産・負債差額」が同額増加している。

ウ ソフトウェアの誤謬訂正により本年度の貸借対照表において、「無形固定資産」が44百万円減少し、「資産・負債差額」が同額減少している。

エ 退職給付引当金の誤謬訂正により本年度の貸借対照表において、退職給付引当金が70百万円増加し、資産・負債差額が同額減少している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
公務員宿舍使用料債権	個人	0
返納金債権	NPO法人グリーンフォーラム他	39
損害賠償金債権	個人	1,745
立替金返還金債権	個人	0
延滞金債権	個人	6
金銭引渡請求権債権	個人	18
合計		1,809

② 貸付金の明細

(単位：百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
個人	10	18	18	10	帰国費、滞在費
合計	10	18	18	10	

③ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	1,809	△ 0	1,809	1,703	1	1,705	履行期限到来等債権については、債権の半額を回収不能見込額として計上している。ただし、平成20年度から引当を行っている一債権については、全額を回収不能見込額として計上している。
履行期限到来等債権	1,789	3	1,792	1,703	1	1,705	
公務員宿舍使用料債権	0	0	0	0	0	0	
返納金債権	38	0	38	19	0	19	
損害賠償金債権	1,731	0	1,732	1,675	0	1,675	
立替金返還金債権	0	-	0	0	-	0	
延滞金債権	0	2	2	0	1	1	
金銭引渡請求権債権	18	△ 0	18	9	△ 0	9	
その他の債権	20	△ 3	16	-	-	-	
返納金債権	0	0	0	-	-	-	
損害賠償金債権	13	△ 0	12	-	-	-	
立替金返還金債権	-	0	0	-	-	-	
延滞金債権	6	△ 2	3	-	-	-	
貸付金	10	△ 0	10	3	△ 0	2	
履行期限到来等債権	6	△ 0	5	3	△ 0	2	
帰国費貸付金債権	3	0	4	1	0	2	
海外滞在費貸出金債権	2	△ 1	1	1	△ 0	0	
その他の債権	4	0	4	-	-	-	
帰国費貸付金債権	4	0	4	-	-	-	
海外滞在費貸出金債権	0	△ 0	0	-	-	-	
合計	1,820	△ 0	1,820	1,707	1	1,708	

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産（公共用財産を除く）	463,480	6,685	5,498	675	76	464,069
行政財産	460,749	6,506	5,440	675	76	461,216
土地	280,190	-	27	-	69	280,232
立木竹	705	2	15	-	7	700
建物	102,988	2,097	848	253	-	103,983
工作物	74,292	2,390	1,112	421	-	75,150
建設仮勘定	2,571	2,015	3,436	-	-	1,150
普通財産	2,731	179	58	-	-	2,853
土地	246	27	15	-	-	258
立木竹	0	10	-	-	-	10
建物	1,370	73	32	-	-	1,411
工作物	1,114	68	10	-	-	1,172
物品	14,409	9,908	32	6,319	-	17,966
物品（美術品を除く）	5,095	1,082	32	1,337	-	4,808
美術品	2,184	-	-	-	-	2,184
リース物件	7,129	8,826	-	4,982	-	10,973
小計	477,890	16,594	5,530	6,994	76	482,036
(無形固定資産)						
ソフトウェア	7,473	2,940	44	2,232	-	8,137
電話加入権	37	-	-	-	-	37
在外公館定期不動産貸借権	6,243	30	15	190	-	6,067
小計	13,754	2,971	60	2,422	-	14,242
合計	491,645	19,565	5,590	9,417	76	496,278

⑤ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
【市場価格のないもの】							
○独立行政法人							
国際交流基金	75,686	2,042	-	-	△ 2,542	-	75,186
国際協力機構							
（一般勘定）	122,761	△ 61,360	-	248	△ 5,192	-	55,959
（有償資金協力勘定）	10,109,285	△ 1,860,097	47,090	-	1,917,979	-	10,214,257
合計	10,307,733	△ 1,919,416	47,090	248	1,910,244	-	10,345,403

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの出資 累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額（国有財 産台帳価格）	使用財務諸表
○独立行政法人									
国際交流基金	84,400	9,213	75,186	77,729	77,729	100.00%	75,186	75,186	法定財務諸表
国際協力機構									
（一般勘定）	386,577	330,618	55,959	61,152	61,152	100.00%	55,959	55,959	法定財務諸表
（有償資金協力勘定）	15,473,215	5,258,958	10,214,257	8,296,277	8,296,277	100.00%	10,214,257	10,214,257	法定財務諸表
合計	15,944,193	5,598,790	10,345,403	8,435,158	8,435,158	-	10,345,403	10,345,403	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	外務省職員	16
公務災害補償費	外務省職員	20
P F I 事業	民間企業	195
合計		233

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	50,030	3,547	3,721	50,204
整理資源に係る引当金	5,466	816	86	4,736
国家公務員災害補償年金に係る引当金	1,626	102	77	1,601
合計	57,124	4,466	3,884	56,542

③ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
リース債務	法人	10,973
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、外務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	16
合計		10,989

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	外務本省	在外公館	合算合計
人件費	33,703	52,649	86,353
賞与引当金繰入額	1,977	2,305	4,283
退職給付引当金繰入額	3,814	-	3,814
補助金等	4,080	-	4,080
委託費等	639,912	863	640,776
独立行政法人運営費交付金	187,163	-	187,163
庁費等	34,968	60,767	95,736
その他の経費	6,701	25,482	32,183
減価償却費	8,236	1,181	9,417
貸倒引当金繰入額	1	-	1
支払利息	1,061	2	1,064
資産処分損益	4	1,802	1,807
本年度業務費用合計	921,625	145,055	1,066,681

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
国際友好団体補助金	公益財団法人 日本台湾交流協会	1,846	日中国交正常化以降、台湾との間で非政府間の実務関係を維持するとの立場の下、人的交流、在留邦人の保護及び邦人旅行者の入域滞在、台湾住民の日本入国等に対する各種の便宜供与並びに貿易・経済の促進、文化・学術の交流その他の関係が支障なく維持遂行されるよう必要な調査を行うとともに適切な措置を講ずること等を目的とする。
北方領土対策事業費補助金	公益社団法人 北方領土復帰期成同盟	37	北方領土問題解決のための環境整備の一環として、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一、さらに国際世論の喚起を図る。
外交・安全保障調査研究事業費補助金	(1)公益財団法人 日本国際問題研究所 (2)公益財団法人 日本国際フォーラム (3)国立大学法人 東京大学先端科学技術研究センター (4)公益財団法人 中曽根康弘世界平和研究所 (5)国立大学法人 東京大学未来ビジョン研究センター (6)公益財団法人 未来工学研究所 (7)株式会社 三菱総合研究所	489	我が国の外交・安全保障分野のシンクタンク・調査研究機関の活動を支援し、その情報収集・分析・発信・政策企画提案能力を高め、また、それらを通じて若手研究者の育成を図る。右を通じて国際世論形成における我が国の影響力を高め、もって国益の増進に寄与する。
国際共同研究支援事業費補助金	公益財団法人 日本国際問題研究所	498	我が国の調査研究機関による自主的な領土・主権・歴史に関する調査研究・対外発信活動を支援し、我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点を国内外に発信・共有することによって、国内外の理解を促進し、もって、我が国の国益を増進することを目的とする。
主要国首脳会議開催環境整備費補助金	(1)広島県 (2)広島市	141	主要国首脳会議開催地域の道路、港湾及び河川における環境整備を行い、万全な警備体制を確保することを目的とする。
政府開発援助海外技術協力推進民間団体補助金	(1)公益財団法人 国際医療技術財団 (2)特定非営利活動法人 関西NGO協議会 (3)公益財団法人 結核予防会 (4)特定非営利活動法人 バイオメディカルサイエンス研究会 (5)特定非営利活動法人 HANDS (6)公益社団法人 シヤンティ国際ボランティア会	6	開発途上国においてNGOが実施する開発協力事業に関連し、NGOが行うプロジェクト調査、国内外における国際協力関連事業の実施等、NGOの事業促進に資する活動の支援を目的とし、200万円を上限として総事業費の半額までを助成する。
政府開発援助独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金	独立行政法人 国際協力機構	920	独立行政法人国際協力機構が保有する国内拠点のうち、老朽化が著しい施設の改修を行うほか、地域の防災拠点としての機能の向上を図る。
小計		3,939	
<委託費>			
啓発宣伝事業等委託費	公益財団法人 フォーリン・プレスセンター	140	我が国を訪れる外国報道関係者や我が国に駐在する外国報道関係者に対し、取材活動支援や資料提供等の便宜を供与することにより、我が国に関する正確・客観的な情報を諸外国に発信し、対日理解の増進と対日関心・親日感情の醸成を図ることを目的とする。
小計		140	
合計		4,080	

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
国際交流事業委託費	(1)一般財団法人 日本国際協力センター (2)株式会社 JTB	253	(1)中国の若手行政官を日本に留学(2年間)させることにより、親日派・知日派を育成する事業。4年間にわたる事業(1年目：選考、2、3年目：留学、4年目：フォローアップ)であるため、国庫債務負担行為を取得している。 (2)日本人研究者の米国における日米関係に資する研究支援のための経費。
遺棄化学兵器調査事業等委託費	株式会社 三菱総合研究所	628	中国における遺棄化学兵器に関する現地調査等を実施するための経費。
政府開発援助平和構築人材育成事業等委託費	一般社団法人 広島平和構築人材育成センター	103	平和構築・開発の分野で活躍できる日本及びその他の国の文民専門家を育成するため、実践的知識・技術を教授する国内研修等の実施及びその広報活動、またこれら研修修了生のキャリア形成の支援及び同分野における人材ニーズ調査・人材発掘等を目的とする。
政府開発援助難民等救援業務委託費	公益財団法人 アジア福祉教育財団	653	我が国が国際社会の一員として難民問題解決のために行う国際協力の一環として、難民認定者(条約難民)等の本邦定住促進、難民認定申請者保護、難民に関する各種の相談・問い合わせに対する情報提供等を実施し、我が国の難民支援政策の促進を図ることを目的とする。
難民救援業務委託費	公益財団法人 アジア福祉教育財団	144	アジアの主要国として人権人道外交を推進している我が国が、国際貢献及び人道支援の観点から、第三国定住による難民の受入れを実施することにより、長期化する難民問題の恒久的な解決に向けて貢献するほか、人権人道分野においてアジアでの主導的役割を果たすこと、また、受け入れた難民が我が国社会に定着し、安定した生活を営むための定住支援を提供することを目的とする。
包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業等委託費	公益財団法人 日本国際問題研究所	71	包括的核実験禁止条約(CTBT 平成9年批准)に従って、国際監視制度施設(世界337カ所の観測施設のうち現在約9割が整備されている)から得られる放射性核種や連続波形データ等に基づいて、条約遵守に係る核爆発実験の判別に資する独自の技術的評価体制を整備・運用することを主たる目的とする。
国際裁判対応力強化人材育成事業等委託費	株式会社 日本旅行	11	国際裁判機関等における日本からのインターンシップ参加を支援する。 国際裁判機関等でのインターンシップを経験した人材は、国際裁判等で必要とされる知見を修得、人脈を構築し、今後の日本の国際裁判対策強化の主導的役割を果たす人材となることが期待される。将来的に国際裁判機関等の中枢で働く職員、又は国際裁判等の弁護人などの役割を担える国際司法人材を確保することを目的とする。
戦略的対外発信事業委託費	(1)①ジャパン・エイチ・エル・リミテッド ②株式会社電通ライブ (2)株式会社日本デザインセンター (3)株式会社野村総合研究所 (4)株式会社電通PRコンサルティング	2,875	(1)オールジャパンの体制で、日本の正しい姿を含む政策・取組や多様な魅力を発信する拠点として、ロンドン、ロサンゼルスに開館した「ジャパン・ハウス」を事業展開することを目的とする。 (2)ジャパン・ハウスのイメージ戦略やブランディング、効果的な広報ツールの活用法等に対しての支援、助言を行い、ジャパン・ハウスとしてのクオリティを確保することを目的とする。 (3)ジャパン・ハウス事業に設定した重要業績評価指標の分析及び資料作成することを目的とする。 (4)国内イベントを通じてジャパン・ハウスの認知度・知名度の向上及びコンセプトの理解促進を図ることを目的とする。

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
政府開発援助戦略的対外発信事業委託費	株式会社 電通	1,339	オールジャパンの体制で、日本の正しい姿を含む政策・取組や多様な魅力を発信する拠点として、サンパウロに開館した「ジャパン・ハウス」を事業展開することを目的とする。
領土保全対策事業委託費	民間企業等	117	(1) 領土保全に関する内外発信を強化するために在外公館及び外務本省が連携を図りつつ、国際世論形成に影響力のある人物（有識者、報道関係者等）にきめ細かく日本の政策や価値観等を十分にインプットし、在外公館を活用しながら有識者の多層的なネットワークを構築することで、日本の発信力を強化することを目的とする。 (2) また、被招へい者が、訪日後発信をするなど、ネットワーク構築を促すためのプラットフォーム（ウェブサイト）を本省が構築・管理・運営をしていく。
情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費	(1) 公益財団法人 日本国際問題研究所 (2) 富士ソフト株式会社	121	(1) 包括的核実験禁止条約（CTBT 平成9年批准）に従って、国際監視制度施設（世界337カ所の観測施設のうち現在約9割が整備されている）から得られる放射性核種や連続波形データ等に基づいて、条約遵守に係る核爆発実験の判別に資する独自の技術的評価体制を整備・運用することを主たる目的とする。 (2) ウェブサイトを用いたジャパン・ハウスの効果的な情報発信を行うために、ウェブサイト基盤を構築し、適切に運用・保守できるようにすることを目的とする。
政府開発援助海外経済協力事業委託費	(1) 一般財団法人 海外産業人材育成協会 (2) 株式会社明光ネットワークジャパン	370	「外国人看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業委託」 (1) 日インドネシアEPAに基づき訪日する看護師・介護福祉士候補者に対し、6ヵ月間の訪日後の日本語研修を実施することで、候補者の就労・実務研修が円滑に行われることを目的とする。 (2) 日ベトナムEPAに基づき訪日する看護師・介護福祉士候補者に対し、現地で12ヶ月間、日本国内で2ヶ月間の日本語研修事業を実施することで、候補者の就労・研修が円滑に行われることを目的とする。
経済改革促進支援事業等委託費	独立非営利法人 日本センター	386	日本センターを通じ、ロシア市民が日本に対する理解や国際的な視野を幅広く持つための機会を提供するための事業や、困難に直面している現地の日本企業を支援するための事業を実施することを目的とする。
(組織：在外公館) 戦略的対外発信事業委託費	民間企業等	476	主要国の動向を調査・分析し、我が国に関連する報道やイベント等をモニタリングすることを目的とする。
小計		7,555	
<援助費>			
サハリン州経済改革促進等特別援助費	サハリン州	149	サハリン州に対する経済改革促進等のための支援に要した経費
政府開発援助経済開発等援助費	開発途上国等	274,521	政府開発援助のうちの無償資金協力（開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という）の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力）を実施するために必要とする経費
小計		274,671	

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<分担金>			
政府開発援助経済協力国際機関分担金	国際連合等	18,941	国際機関に対する分担金の支払い
経済協力国際機関分担金	国際連合等	20,947	国際機関に対する分担金の支払い
国際原子力機関分担金	国際原子力機関	4,094	国際機関に対する分担金の支払い
政府開発援助国際機関分担金	国際連合	7,150	国際機関に対する分担金の支払い
国際機関分担金	国際連合等	51,962	国際機関に対する分担金の支払い
小計		103,096	
<拠出金>			
政府開発援助経済協力国際機関等拠出金	国際連合開発計画等	200,396	国際機関等に対する拠出金の支払い
経済協力国際機関等拠出金	モーリー・アンド・マイク・マンスフィールド財団等	3,405	国際機関等に対する拠出金の支払い
政府開発援助国際原子力機関拠出金	国際原子力機関	960	国際機関に対する拠出金の支払い
政府開発援助国際機関等拠出金	国際原子力機関等	1,353	国際機関等に対する拠出金の支払い
国際機関等拠出金	北大西洋条約機構等	5,076	国際機関等に対する拠出金の支払い
緑の気候基金拠出金	緑の気候基金	41,217	国際機関に対する拠出金の支払い
国際農業開発基金拠出金	国際農業開発基金	3,042	国際機関に対する拠出金の支払い
小計		255,452	
合計		640,776	

(4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
独立行政法人 国際交流基金	15,827	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
独立行政法人 国際協力機構	171,335	開発途上地域に対する技術協力の実施及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
合計	187,163	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		524
	利子収入		13
納付金	雑納付金		20,834
諸収入	許可及手数料		5,205
	弁償及返納金		18,019
	物品売払収入		10
	雑入		59
合計			44,668

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
出資金の増減	財務省一般会計	47,090	出資金	独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定への出資増	
	財務省一般会計	△ 248	出資金	独立行政法人国際協力機構による不要財産の国庫納付	
	小計	46,841			
新規登載による増		0	立木竹	新規登載	
	小計	0			
誤謬訂正(増)		0	立木竹	誤謬訂正	
		1	建物	誤謬訂正等	
		0	工作物	誤謬訂正等	
		12	物品	誤謬訂正	
	小計	15			
誤謬訂正(減)		△ 0	立木竹	誤謬訂正	
		△ 2	工作物	誤謬訂正等	
		△ 3	物品	誤謬訂正	
		△ 70	退職給付引当金	誤謬訂正	
		△ 44	ソフトウェア	誤謬訂正	
	小計	△ 119			
その他	財務省一般会計	44,259	抛出国債	財務省における国債発行による国際機関への抛出	
	小計	44,259			
合計		90,998			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産(公共用財産を除く)	-	76	76	
行政財産	-	76	76	
土地	-	69	69	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	-	7	7	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金	△ 1,919,416	1,910,244	△ 9,172	
(市場価格のないもの)	△ 1,919,416	1,910,244	△ 9,172	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	△ 1,919,416	1,910,320	△ 9,095	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産処分収入	国有財産売払収入		26
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		524
	利子収入		13
納付金	雑納付金		20,834
諸収入	許可及手数料		5,205
	弁償及返納金		18,019
	物品売払収入		60
	雑入		62
合計			44,747

参考情報

1 外務省の所掌する業務の概要

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務としている。

主な事務としては、日本国の安全保障、対外経済関係、経済協力、文化その他の分野における国際交流等に係る外交政策、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉、条約その他の国際約束の締結、国際情勢に関する情報の収集及び分析、海外における邦人の生命及び身体の保護等を行っている。

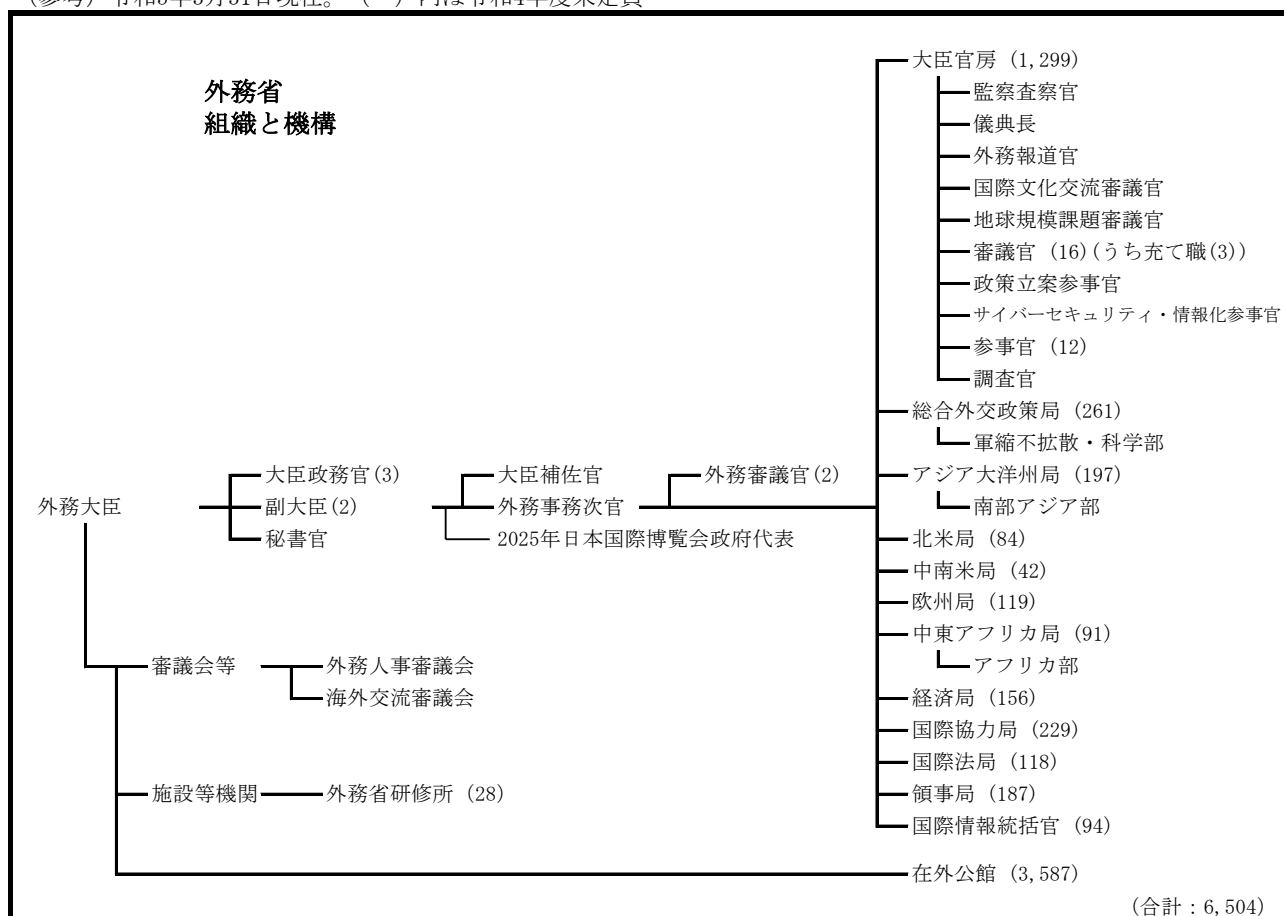
2 外務省の組織及び定員

外務省の組織は、本省と世界各地にある 231 の在外公館から成る。

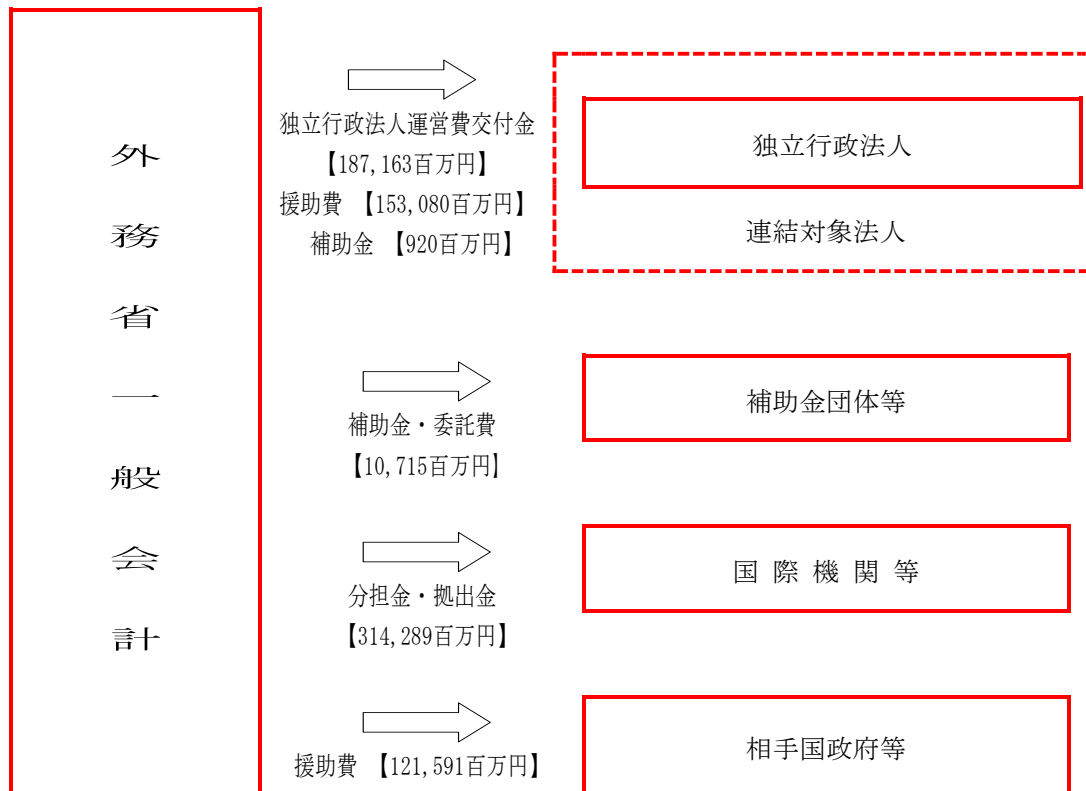
外務本省は、大臣官房及び国際情報統括官のほか 10 局 3 部から成り立っており、約 2,890 名の職員が働いている。大臣官房及び基本的な外交政策に関して調整を行う総合外交政策局を除く局は、地域別担当の 5 つの地域局（アジア大洋州、北米、中南米、欧州、中東アフリカ）と事項別担当の 4 つの機能局（経済、国際協力、国際法、領事）に分かれており、また、情報収集分析を行う国際情報統括官が置かれている。総合外交政策局の下に軍備不拡散・科学部、また、アジア大洋州局の下に南部アジア部、中東アフリカ局の下にアフリカ部が置かれている。

在外公館には、大使館、総領事館及び政府代表部がある。これらの在外公館には、全部で約 3,590 名の職員が働いている。

（参考）令和5年3月31日現在。（ ）内は令和4年度末定員



3 外務省における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ



<連結対象法人に対し外務省より交付された（会計）（組織）（項）（目）及び金額>

(1) 独立行政法人国際協力機構

（会計）一般会計（組織）外務本省

（項）経済協力費

（目）政府開発援助経済開発等援助費 153,080 百万円

（項）独立行政法人国際協力機構運営費

（目）政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金 171,335 百万円

（項）独立行政法人国際協力機構施設整備費

（目）政府開発援助独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金 920 百万円

(2) 独立行政法人国際交流基金

（会計）一般会計（組織）外務本省（項）独立行政法人国際交流基金運営費

（目）政府開発援助独立行政法人国際交流基金運営費交付金 9,655 百万円

（目）独立行政法人国際交流基金運営費交付金 6,172 百万円

<業務関連性>

(1) 独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、我が国の国際協力の実施機関であり、前身である国際協力事業団の設立以来実施してきた技術協力業務に加え、旧国際協力銀行の海外経済協力業務（現在の有償資金協力業務）及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除く）を継承し、平成20年10月1日に新たに発足した。

JICAは、開発途上にある海外の地域（開発途上地域）に対する技術協力（研修員の受入や技術専門家の派遣、機材の供与、開発計画調査型技術協力等）の実施、有償（円借款及び海外投融資）及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務（JICA海外協力隊の派遣等）を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務（移住事業）を

行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務（緊急援助隊の派遣）を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

JICAの主務大臣は外務大臣及び財務大臣（管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項）であり、外務大臣はJICAに対して業務運営の効率化や業務の質の向上等について中期目標を定め、指示する。また、上記に掲げる業務のうち技術協力、有償資金協力、無償資金協力、海外協力隊の派遣等については、政府（外務省）と当該国又は国際機関が国際約束を取り交わし、これを踏まえ、JICAが業務の実施を担う。

(2) 独立行政法人国際交流基金

独立行政法人国際交流基金は、日本の国際文化交流事業を推進するための専門機関として設立された外務省所管の特殊法人国際交流基金を前身とし、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化及びその他の分野において世界に貢献し、もって有効な国際環境の整備並びに調和ある対外関係の維持・発展に寄与することを目的とした活動を行っている。具体的には、文化芸術交流、海外での日本語教育、日本研究・知的交流等の分野において、人物の派遣及び招聘、催し物の実施、助成事業、資料の作成・収集、調査・研究活動など様々な事業を実施している。

外務大臣は、独立行政法人国際交流基金の主務大臣として業務運営の効率化や業務の質の向上等について明示的に中期目標を定める。また、業務の計画・立案、実施は国際交流基金の自主性に委ねられるが、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から、相手国との外交関係及び相手国の事情に即した事業を行うために外務省とは常に協議を行っており、海外での事業実施にあたっては、在外公館の協力を得ている。

4 令和4年度歳入歳出決算の概要

一般会計

歳入決算

収納済歳入額	44,747 百万円
（項）許可及手数料	
（目）手数料	5,205 百万円
（項）弁償及返納金	
（目）返納金	17,979 百万円

歳出決算

支出済歳出額	1,023,707 百万円
（組織）外務本省	878,271 百万円
うち（項）経済協力費	450,026 百万円
（項）独立行政法人国際協力機構運営費	
	171,335 百万円
（組織）在外公館	145,435 百万円

5 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

- ① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>9,990,247 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>504,789 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>57,550 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・ 会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>148,468 億円</u>
・ 当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>5,340 億円</u>
・ 当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>855 億円</u>